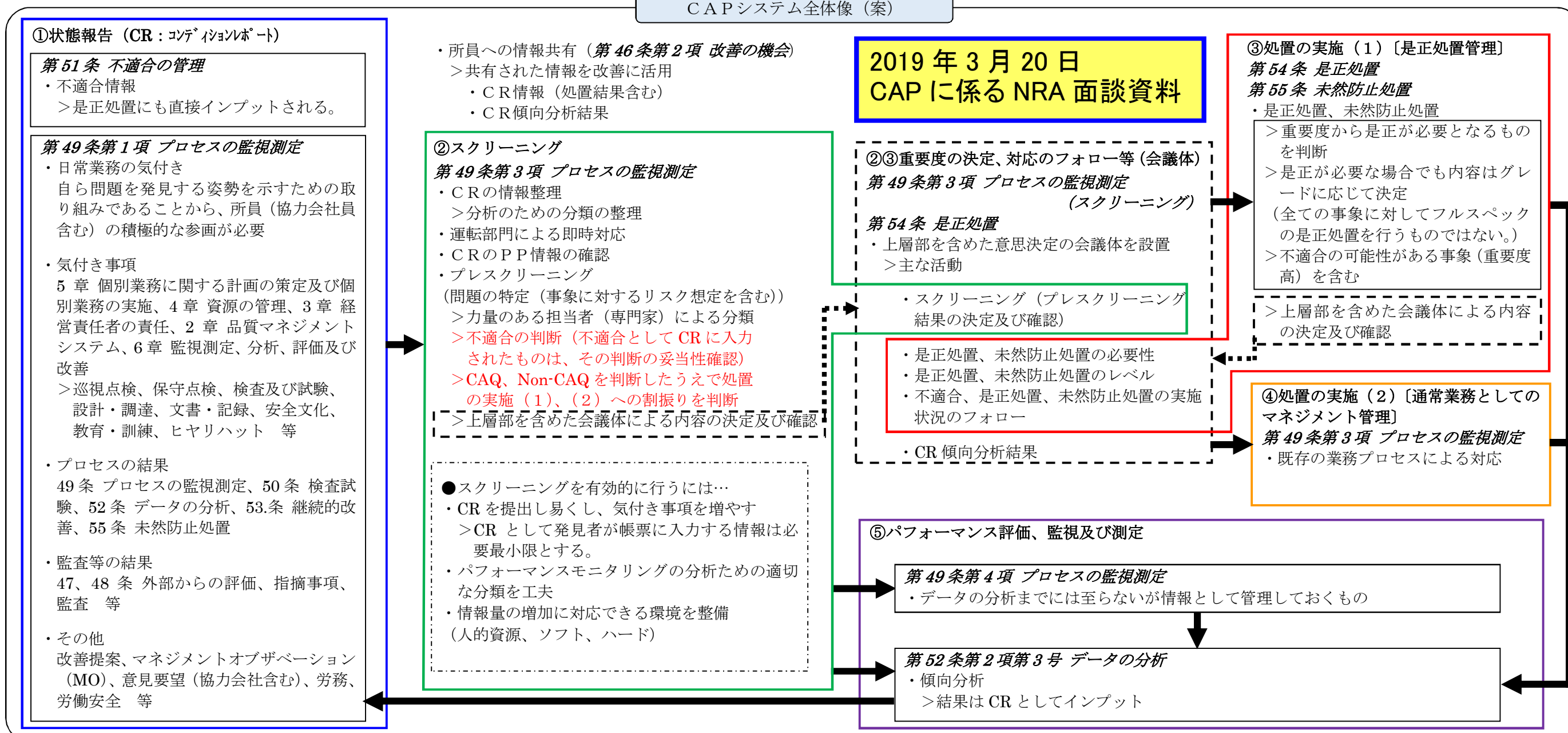
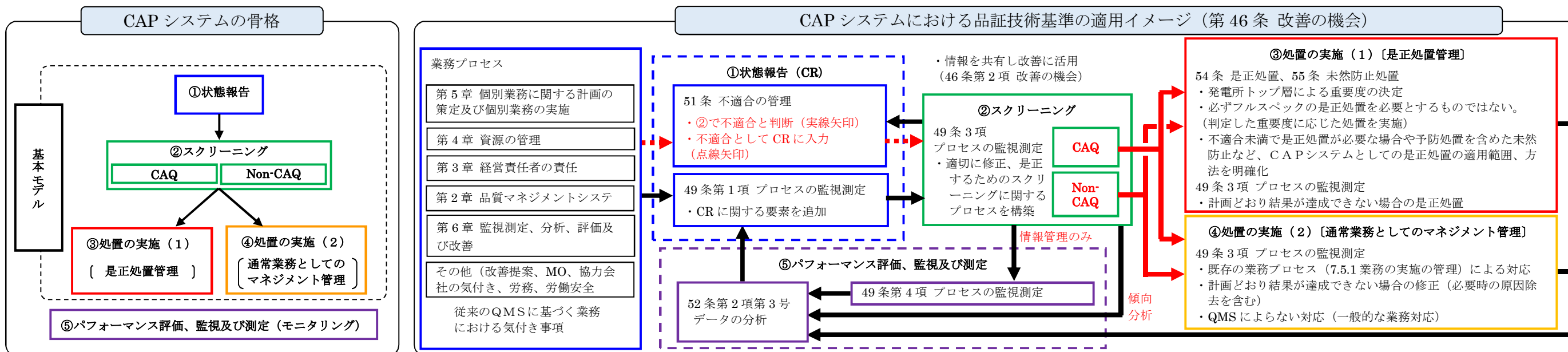


志賀原子力発電所

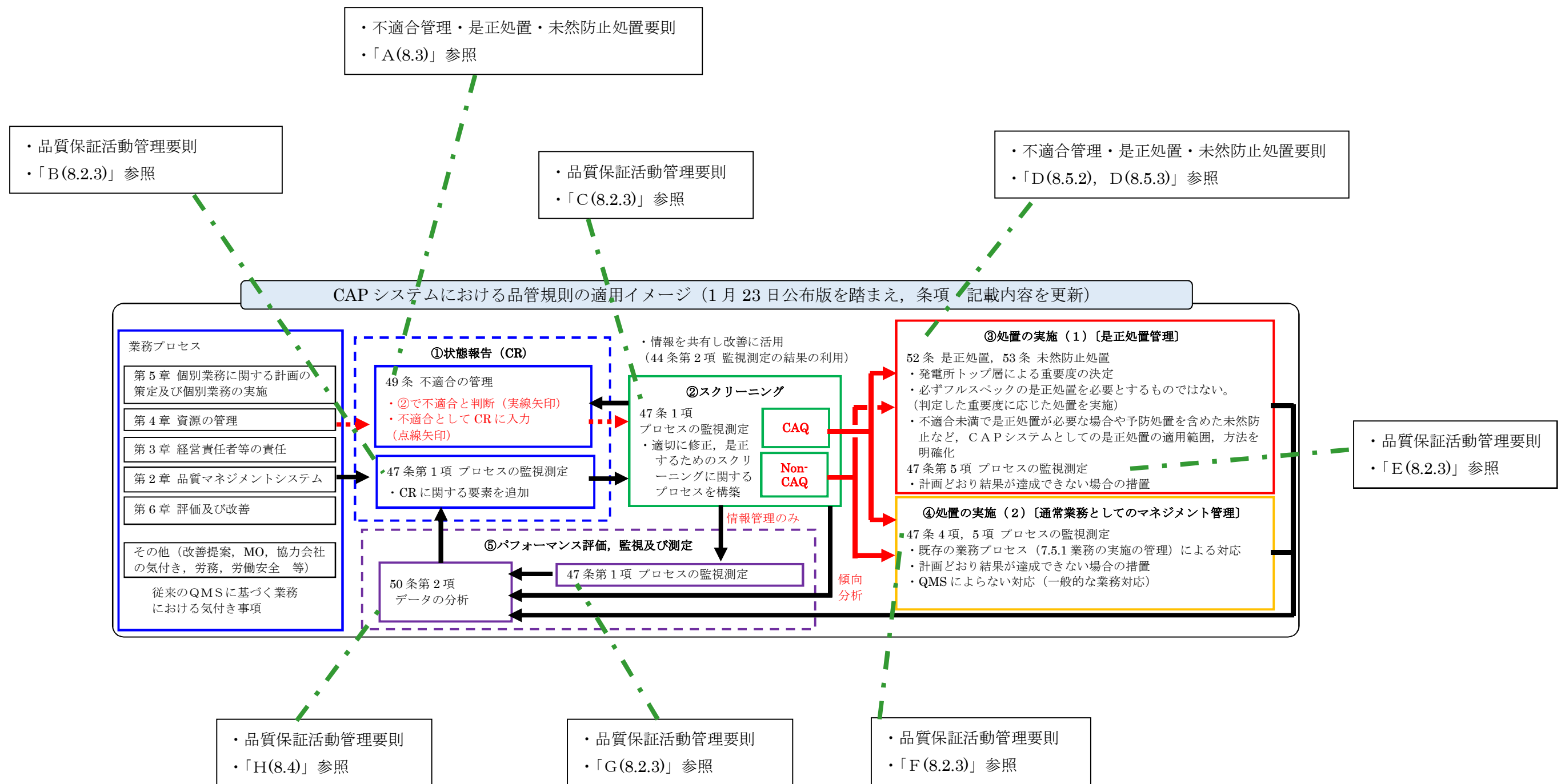
CAPシステムについて

令和2年6月11日  
北陸電力株式会社

品証技術基準（第18回新検査制度WG提示案）に基づくCAPシステム全体像（案）



前ページのフロー図は、過去の品管規則案をベースに作成されているため、2020年1月23日公布版をベースに、条項・記載内容を更新。各プロセスにおける、当社の運用を定めた2次文書（社内規定）名を図示するとともに、具体的な条文を示す。



CAPを受けた保安規定の社内規定リストへの反映

表3-1 本品質マネジメントシステム計画と社内規定、保安規定の条項との関係（その1）（抜粋）

<u>本品質マネジメントシステム計画</u> 関連条項	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第4条 以降の関連条項	説明
8.3	不適合の管理	不適合管理・是正処置・ <u>未然防止</u> 処置要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理部		CAPを受け「不適合管理・是正処置・未然防止処置要則」に名称変更
8.5.2	是正処置等	不適合管理・是正処置・ <u>未然防止</u> 処置要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理部		同上
8.5.3	未然防止処置	不適合管理・是正処置・ <u>未然防止</u> 処置要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理部		同上

表3-2 本品質マネジメントシステム計画と社内規定、保安規定の条項との関係（その2）（抜粋）

<u>本品質マネジメントシステム計画</u> 関連条項	項目	社内規定名	管理箇所	保安規定第3条 以外の関連条項
8.2.3	プロセスの 監視測定	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理部	
8.4	データの分析 <u>及び</u> <u>評価</u>	品質保証活動管理要則 原子力監査要則	原子力部 品質管理部	第10条

社内規定名	条文（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連
不適合管理・是正処置・未然防止処置要則	<p>第2章 不適合管理</p> <p>1. 状態報告が必要な事象を発見した場合の処置</p> <p>原子力運営組織及び調達組織の要員は、状態報告が必要な事象を発見した場合、必要に応じて事象の影響を最小限にする処置、所管箇所への連絡等を実施する。その後発見箇所は、状態報告を行う。なお、発見箇所長及び所管箇所長の協議により、発見箇所長以外が状態報告を行うことができる。</p> <p>2. 不適合及びCAQ管理区分の判断</p> <p>原子力運営組織及び調達組織は、実施された状態報告に対し不適合及びCAQ管理区分について「第1章 総則 6.判断基準 (2) 不適合及びCAQ管理区分の判断基準」に基づき、CAP会議にて不適合及びCAQ管理区分を決定する。</p> <p>また、併せて是正処置の有無及び是正処置が必要な場合は、その処置担当箇所を決定する。</p> <p>3. 不適合の処理</p> <p>(1) 発見箇所長又は所管箇所長は、不適合が放置されることを防ぐため、それらを識別し、管理する。</p> <p>(2) 発見箇所長又は所管箇所長は、該当する場合には、次の一つ又はそれ以上の方法で不適合を処理し、その内容を不適合報告書に記載する。なお、不適合の処理に時間がかかる場合は、処理の予定を記載する。</p> <p>a. 修正により、発見された不適合を除去して使用、受入れ又は検査を再開する。その場合は、要求事項への適合性を実証するための確認・評価の結果についても不適合報告書に記載する。修正には応急対策による不適合の除去も含む。</p> <p>b. 除去が困難な場合は、原子力安全に対する影響を評価のうえ特別採用としてそのまま使用する。ただし、重大な不適合及びその可能性のある不適合は、原子力部長、土木建築部長、資材部長、燃料部長（以下「本店部長」という。）又は発電所長、その他は品質保証担当の承認を必要とする。その場合は、原子力安全に対する影響を評価した結果についても不適合報告書に記載する。</p> <p>c. 識別、隔離、廃棄等、本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>d. 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合※1には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>※1:「外部への引渡し後に検出された不適合」とは、規制当局等、社外に報告書等の情報を渡した後に誤りを発見し、その訂正のための手続き等が必要となる不適合をいう。</p> <p>「業務の実施後に検出された不適合」とは、ある業務が要求事項を満足しない状態で実施され、その状態が次のプロセスへ引き渡された以降（組織内のプロセスの引渡しを含む）に検出された不適合で、その不適合自体に直接処置を行うことができず、不適合の影響を緩和する処置などでしか処理できない不適合をいう。</p> <p>(3) 所管箇所長は、不適合及びCAQ管理区分決定後に修正を行った場合には、その確認・評価の結果を不適合報告書に記載する。</p> <p>4. 不適合の報告</p> <p>発見箇所長は、発電所組織において不適合と判断された事象に関して、不適合報告書を作成し、所管箇所長へ不適合を報告する。不適合報告書には、発見箇所が実施した不適合事象の影響を最小限とする処置及び不適合の処理の内容を記載する。</p> <p>なお、発見箇所長及び所管箇所長の協議により、発見箇所長以外が不適合報告書を作成することができる。</p> <p>発電所組織を除く原子力運営組織及び調達組織（以下「本店各部」という。）において、「第1章 総則 6.判断基準 (2) 不適合及びCAQ管理区分の判断基準」に従い不適合と判断される事象が発生した場合、所管箇所長は、不適合報告書を作成する。</p>	<p>A (8.3)</p> <p>&lt;参考B (8.2.3)&gt;</p> <p>&lt;参考C (8.2.3)&gt;</p>

社内規定名	条文（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連
	<p>第3章 是正処置及び未然防止処置</p> <p>1. 是正処置案の策定</p> <p>(1) 処置担当箇所長（本店各部は所管箇所長と同一，以下同じ）は，是正処置が必要な不適合について，必要に応じて関係箇所と協力の上，情報の収集及び整理を行い，技術的，人的及び組織的側面等を考慮し，原因を明確にする。</p> <p>原因の明確化の際，必要に応じて，日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理する。</p> <p>(2) 明確化した原因に対して，再発防止のための処置の必要性及び必要な処置の検討を行う。この検討の際には，同種設備・機器及び同種役務への水平展開として，同様な不適合発生の可能性及び必要な処置を検討する。このとき，恒久的な処置（設備対策等）が実施されるまでに相当の期間（恒久的な処置の必要性について検討する期間を含む）が見込まれる場合は，当該不適合の原子力安全，運転継続への影響等に応じて，暫定的な処置（事象の周知，運用上の対策（手順改訂等）等）について検討する。</p> <p>また，発電所において，不適合発生号機と異なる号機についても対策が必要な場合，「第1章 総則 6.判断基準 起こり得る不適合の判断基準（表－1）」の「区分b.他号機への水平展開」の起こり得る不適合として，是正処置を検討・実施する。</p> <p>(3) 処置担当箇所長は，不適合の原因，再発防止のための処置の必要性及び必要な処置について，是正処置管理票に記載する。原子力運営組織の処置担当箇所長は，品質保証担当に提出する。</p> <p>また，発電所において「第1章 総則 6.判断基準 起こり得る不適合の判断基準（表－1）」の「区分b.他号機への水平展開」に該当する「起こり得る不適合」について，発電所組織の処置担当箇所長は，是正処置管理票を作成し，品質保証担当に提出する。</p> <p>(4) 法令及び安全協定に基づく報告事象や保安規定違反（違反1～3）等，安全に重大な影響を与える事象については，「第5章 根本原因分析」に従い，根本原因分析の実施を検討する。</p> <p>(5) 「第1章 総則 6.判断基準 起こり得る不適合の判断基準（表－1）」の「区分a.再発の可能性のある不適合」に該当する「起こり得る不適合」で，新たに是正処置が必要と判断された場合には，処置担当箇所長は，原因の再分析，是正処置の必要性及び対策の検討を行い，是正処置管理票を作成する。</p> <p>原子力運営組織においては，品質保証担当が「起こり得る不適合」の抽出及び処置担当箇所長への検討依頼を行い，処置担当箇所長は，是正処置管理票作成後，品質保証担当に提出する。</p> <p>2. 人的過誤に注目した分析</p> <p>是正処置案の策定にあたり，処置担当箇所長が「第1章 総則 6.判断基準 (4)人的過誤に注目した分析を行う事象の判断基準」に該当すると判断した場合には，人的過誤に注目した分析を行うこととする。ただし，人的過誤の発生原因が明確であり，人的過誤に注目した分析をしなくても対策が可能と判断した場合は，人的過誤に注目した分析は不要とする。</p> <p>人的過誤に注目した分析にあたり，分析対象行為の分類及び人的要因の分類を整理する。</p> <p>（「人的過誤（分析対象行為）の分類表（参考－1）」及び「人的要因分類表（参考－2）」参照。）</p> <p>また，関係者が複数に亘る場合又は事象の発生に至る間の経緯が複雑である場合等，詳細な分析が必要な場合に，時系列図及び要因分析図を作成し，分析する。</p> <p>時系列図及び要因分析図の記載例を参考－3に示す。</p>	<p>D (8. 5. 2)</p> <p>D (8. 5. 2)</p>

社内規定名	条文（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連																		
	<p>3. 未然防止処置案の策定</p> <p>(1) 「第1章 総則 6.判断基準 起こり得る不適合の判断基準（表-1）」の「区分c.他社トラブルの水平展開」に該当する「起こり得る不適合」について、発電所品質保証担当は発電所処置担当箇所長に未然防止処置の必要性及び対策の検討を依頼する。未然防止処置の対象となる業務及び設備が、原子力部又は土木建築部の所管である場合には、該当する部の処置担当箇所長へ検討を依頼する。</p> <p>また、原子力部及び土木建築部の所管箇所長が、検討が必要なトラブル情報を入手した場合には、発電所品質保証担当へ情報を連絡する。ただし、国（官庁）・自治体など社外からの指示・要請等文書については、発電所技術課へ情報を連絡する。</p> <p>本要則における「起こり得る不適合」の運用に関する細部事項は、「志賀原子力発電所 トラブル情報検討要領」、原子力部の「トラブル情報検討指針」及び「土木建築部事故・故障等トラブル情報管理細則（原子力関係）」による。</p> <p>(2) 「第1章 総則 6.判断基準 起こり得る不適合の判断基準（表-1）」の「区分d.他部・所からの水平展開」に該当する「起こり得る不適合」について、処置担当箇所長は、未然防止処置の必要性及び対策の検討を行い、未然防止処置管理票に記載する。</p> <p>原子力運営組織においては、品質保証担当が「起こり得る不適合」の抽出及び処置担当箇所長への検討依頼を行い、処置担当箇所長は、未然防止処置管理票作成後、品質保証担当に提出する。</p> <p>未然防止処置案の策定に当たり、処置担当箇所長は、恒久的な処置（設備対策等）が実施されるまでに相当の期間（恒久的な処置の必要性について検討する期間を含む）が見込まれる場合は、起こり得る不適合の原子力安全、運転継続への影響等に応じて、暫定的な処置（事象の周知、運用上の対策（手順改訂等）等）について検討する。</p> <p>4. 是正処置・未然防止処置の決定</p> <p>(1) 是正処置の決定は、以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="557 1039 1715 1539"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>発電所組織</th> <th>原子力部</th> <th>土木建築部</th> <th>調達組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">CAQ管理区分</td> <td colspan="4">CAQ管理区分ごとの是正処置の決定者については、各部・所ごとに対象となる業務が異なるため、各部・所の下位社内規定による。</td> </tr> <tr> <td>起こり得る不適合</td> <td>再発の可能性のある不適合</td> <td>是正処置・未然防止処置検討会審議の上、品質保証担当承認（根本原因分析対象を除く）</td> <td>品質保証担当承認（根本原因分析対象を除く）</td> <td>品質保証担当承認（根本原因分析対象を除く）</td> <td>部長承認</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、是正処置・未然防止処置検討会の運用については、「志賀原子力発電所 不適合管理・是正処置・未然防止処置実施要領」による。</p>	区分		発電所組織	原子力部	土木建築部	調達組織	CAQ管理区分		CAQ管理区分ごとの是正処置の決定者については、各部・所ごとに対象となる業務が異なるため、各部・所の下位社内規定による。				起こり得る不適合	再発の可能性のある不適合	是正処置・未然防止処置検討会審議の上、品質保証担当承認（根本原因分析対象を除く）	品質保証担当承認（根本原因分析対象を除く）	品質保証担当承認（根本原因分析対象を除く）	部長承認	<p>D (8. 5. 3)</p> <p>D (8. 5. 2, 8. 5. 3)</p>
区分		発電所組織	原子力部	土木建築部	調達組織															
CAQ管理区分		CAQ管理区分ごとの是正処置の決定者については、各部・所ごとに対象となる業務が異なるため、各部・所の下位社内規定による。																		
起こり得る不適合	再発の可能性のある不適合	是正処置・未然防止処置検討会審議の上、品質保証担当承認（根本原因分析対象を除く）	品質保証担当承認（根本原因分析対象を除く）	品質保証担当承認（根本原因分析対象を除く）	部長承認															

社内規定名	条文（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連															
	<p>(2) 未然防止処置の決定は、以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="557 233 1715 642"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発電所組織</th> <th>原子力部</th> <th>土木建築部</th> <th>調達組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>起こり得る不適合</td> <td>a. 他社トラブルの水平展開 「志賀原子力発電所 トラブル情報検討要領」による。</td> <td>「トラブル情報検討指針」による。</td> <td>「土木建築部事故・故障等トラブル情報管理細則（原子力関係）」による。</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>b. 他部・所からの水平展開 処置担当箇所長承認</td> <td>処置担当箇所長承認</td> <td>処置担当箇所長承認</td> <td>部長承認</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. 是正処置・未然防止処置の実施          処置担当箇所長は、承認された是正処置及び未然防止処置に従い対策を実施し、是正処置管理票及び未然防止処置管理票にその内容を記載する。原子力運営組織の処置担当箇所長は、品質保証担当へ提出する。          なお、未然防止処置のうち「第1章 総則 6. 判断基準 起こり得る不適合の判断基準（表-1）」の「区分c. 他社トラブルの水平展開」に該当する「起こり得る不適合」については、「志賀原子力発電所 トラブル情報検討要領」、原子力部の「トラブル情報検討指針」及び「土木建築部事故・故障等トラブル情報管理細則（原子力関係）」による。</p> <p>6. 是正処置・未然防止処置の実効性のレビュー          処置担当箇所長は、実施した是正処置及び未然防止処置の実効性についてレビューし、是正処置管理票及び未然防止処置管理票にその旨を記載する。レビューの結果、実施した是正処置及び未然防止処置の実効性が確認できなかった場合は、それぞれ、「1. 是正処置案の策定 (1), (5)」及び「3. 未然防止処置案の策定 (2)」に戻り、処置内容を再検討する。ただし、同様の不適合が再発した場合には、当該不適合の是正処置において、合わせて処理する。          原子力運営組織の処置担当箇所長は、品質保証担当に提出する。          なお、未然防止処置のうち「第1章 総則 6. 判断基準 起こり得る不適合の判断基準（表-1）」の「区分c. 他社トラブルの水平展開」に該当する「起こり得る不適合」については、「志賀原子力発電所 トラブル情報検討要領」、原子力部の「トラブル情報検討指針」及び「土木建築部事故・故障等トラブル情報管理細則（原子力関係）」による。</p> <p>7. 是正処置・未然防止処置の変更管理          処置担当箇所長は、決定した是正処置及び未然防止処置について、実施中に対策の変更が必要となった場合は、それぞれ、「1. 是正処置案の策定 (1), (5)」及び「3. 未然防止処置案の策定 (2)」に戻り、処置内容を再検討する。          なお、未然防止処置のうち「第1章 総則 6. 判断基準 起こり得る不適合の判断基準（表-1）」の「区分c. 他社トラブルの水平展開」に該当する「起こり得る不適合」については、「志賀原子力発電所 トラブル情報検討要領」、原子力部の「トラブル情報検討指針」及び「土木建築部事故・故障等トラブル情報管理細則（原子力関係）」による。</p> <p>第4章 改善措置活動の管理及びに情報共有          2. 改善措置活動の実効性のレビュー          品質保証担当及び調達組織の所管箇所長は、一年に2回以上、発生した状態報告について、データ分析による改善措置活動の実効性のレビューを行う。          レビューにおいては、状態報告全体あるいは分野ごとに分析し、類似の不適合の発生又は頻発傾向を確認する。その結果、重大な問題発生の初期兆候の把握、共通的な問題や弱点の特定など、改善措置活動の改善の必要性を確認した場合は、必要な是正処置を行う。</p>	区分	発電所組織	原子力部	土木建築部	調達組織	起こり得る不適合	a. 他社トラブルの水平展開 「志賀原子力発電所 トラブル情報検討要領」による。	「トラブル情報検討指針」による。	「土木建築部事故・故障等トラブル情報管理細則（原子力関係）」による。	—		b. 他部・所からの水平展開 処置担当箇所長承認	処置担当箇所長承認	処置担当箇所長承認	部長承認	<p>D (8. 5. 2, 8. 5. 3)</p> <p>D (8. 5. 2, 8. 5. 3)</p> <p>D (8. 5. 2) &lt;参考E (8. 2. 3)&gt;</p> <p>&lt;参考H (8. 4)&gt;</p>
区分	発電所組織	原子力部	土木建築部	調達組織													
起こり得る不適合	a. 他社トラブルの水平展開 「志賀原子力発電所 トラブル情報検討要領」による。	「トラブル情報検討指針」による。	「土木建築部事故・故障等トラブル情報管理細則（原子力関係）」による。	—													
	b. 他部・所からの水平展開 処置担当箇所長承認	処置担当箇所長承認	処置担当箇所長承認	部長承認													



社内規定名	条文（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連																																																		
品質保証活動管理要則	<p>第4章 品質保証活動の評価</p> <p>1. 監視及び測定</p> <p>(2) プロセスの監視及び測定</p> <p>発電所長，原子力部長，土木建築部長，資材部長及び燃料部長は，原則として，半期毎に品質マネジメントシステムが効果的に実施され維持されていることを監視する。</p> <p>また，発電所長，原子力部長及び土木建築部長は，部所内監査に関する実施要領を定め，品質保証担当に部所内監査を実施させる。</p> <p>品質保証担当は，部所内監査を計画し，実施し，評価し，所属する部所長に監査結果を報告する。</p> <p>部所内監査は，原則として，半期毎に実施するが，品質保証活動の実施状況と重要性に応じて適宜実施する。</p> <p>課(室)長は，品質マネジメントシステムのプロセスの監視，及び適用可能な場合には，測定し，プロセスが計画どおりの結果を達成しているかを確認する。</p> <p>また，発電所長，原子力部長，土木建築部長，資材部長及び燃料部長並びに課(室)長は，監視及び測定の結果に基づき，保安活動の改善のために必要な措置を講じる。なお，計画どおりの結果を達成できていない場合又は結果を得ることができないおそれがある場合には，業務・原子炉施設の要求事項への適合性を確保するために，当該プロセスの問題を特定し，当該問題に対して適切な措置を実施する。</p> <p>プロセスの監視及び測定項目例を，「別表－2 プロセスの監視及び測定項目例」に示す。監視及び測定には，保安活動の状況を示す指標（「別表－3 安全実績指標一覧」に示す指標を含む。）に基づく評価を含め，数値化した目標値に対する逸脱状況や傾向の確認を実施する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">別表－2（抜粋）</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">別表－2 プロセスの監視及び測定項目例</th> </tr> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">プロセス</th> <th rowspan="2" style="width: 40%;">監視及び測定項目</th> <th colspan="5" style="text-align: center;">適用箇所</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">発電所</th> <th style="width: 5%;">原子力部</th> <th style="width: 5%;">土木建築部</th> <th style="width: 5%;">資材部</th> <th style="width: 5%;">燃料部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">評価及び改善プロセス</td> <td>内部監査指摘事項に対する処理状況</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>部所内監査の結果及び指摘事項に対する処理状況</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>不適合の処理状況</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>他社トラブル情報検討の処理状況</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビューの結果に対するフォローアップ状況</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> </div>	別表－2（抜粋）		別表－2 プロセスの監視及び測定項目例					プロセス	監視及び測定項目	適用箇所					発電所	原子力部	土木建築部	資材部	燃料部	評価及び改善プロセス	内部監査指摘事項に対する処理状況	○	○	○	○	○	部所内監査の結果及び指摘事項に対する処理状況	○	○	○	○	○	不適合の処理状況	○	○	○	○	○	他社トラブル情報検討の処理状況	○	○	○	○	○	マネジメントレビューの結果に対するフォローアップ状況	○	○	○	○	○	<p>B (8. 2. 3)→参考 B (8. 2. 3)</p> <p>C (8. 2. 3)→参考 C (8. 2. 3)</p> <p>E (8. 2. 3)→参考 E (8. 2. 3)</p> <p>F (8. 2. 3)</p> <p>G (8. 2. 3)</p>
別表－2（抜粋）		別表－2 プロセスの監視及び測定項目例																																																		
プロセス	監視及び測定項目	適用箇所																																																		
		発電所	原子力部	土木建築部	資材部	燃料部																																														
評価及び改善プロセス	内部監査指摘事項に対する処理状況	○	○	○	○	○																																														
	部所内監査の結果及び指摘事項に対する処理状況	○	○	○	○	○																																														
	不適合の処理状況	○	○	○	○	○																																														
	他社トラブル情報検討の処理状況	○	○	○	○	○																																														
	マネジメントレビューの結果に対するフォローアップ状況	○	○	○	○	○																																														

社内規定名	条文（抜粋）	CAP システムプロセスとの関連
	<p>3. データ分析, 評価</p> <p>(1) データ分析, 評価</p> <p>品質保証担当は、「第4章 1. 監視及び測定」の監視及び測定項目の結果に加え、内部監査の結果、不適合管理、是正処置及び未然防止処置の実施状況のデータ収集、並びにデータ分析を原子力運営組織の課(室)長に依頼する。</p> <p>データ分析には、「第6章 定期安全レビューの実施」に定める活動の結果を含める。</p> <p>品質保証担当は、原子力運営組織の課(室)長から提出されたデータ及び分析結果により、品質マネジメントシステムの適切性・有効性、改善の可能性及び資源運用の適切性について評価する。</p> <p>調達組織の課(室)長は、「第4章 1. 監視及び測定」の監視及び測定項目の結果に加え、内部監査の結果、不適合管理、是正処置及び未然防止処置の実施状況のデータ収集、並びにデータ分析し、品質マネジメントシステムの適切性・有効性、改善の可能性及び資源運用の適切性について評価する。</p> <p>なお、分析・評価の視点の例を「参考-7 データ分析・評価の視点(例)」に示す。</p> <p>(2) 分析情報の提供</p> <p>品質保証担当及び調達組織の課(室)長は、3. (1)のデータ及び分析結果に基づき、次の事項に関連する情報を部所長レビュー、是正処置活動へのインプットとして提供するとともに、社内電子掲示板への登録等により要員が利用できるようにする。</p> <p>a. 原子力安全の達成に対する外部の評価状況</p> <p>(a)原子力安全確保に係る重要な評価の有無</p> <p>(b)対応、処置の適切性</p> <p>b. 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性</p> <p>c. 是正処置の機会を得ること（改善措置活動において実施する、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づく是正処置の必要性の検討結果）を含む、プロセス及び原子炉施設の、特性及び傾向</p> <p>(a)問題となるデータの有無</p> <p>(b)期待された結果との相違の有無</p> <p>d. 受注者の能力</p>	<p>CAP システムプロセスとの関連</p> <p>H (8. 4) → 参考H (8. 4)</p>